

●香川県告示第192号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和元年12月10日から同月24日まで坂出市漁業協同組合において縦覧に供する。

令和元年12月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

坂出市林田町3514番地38 伊藤 和弘

坂出市林田町3470番地1 横内 清

坂出市御供所町3丁目1番12号 溝渕 勝美

2 加入区の名称

坂出加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

坂出市漁業協同組合